

第1回川内村復興整備協議会特別会議 議事録

日 時 平成26年8月1日(金) 14:15~14:40
場 所 福島県庁本庁舎5階 正庁
復興整備事業 太陽光発電施設整備事業
出席者 復興庁 福島復興局参事官 堀川 昌昭
農林水産省 東北農政局農村計画部
農村振興課農村復興指導官 伊藤 崇
川内村農業委員会 会長 佐久間 武雄
企画調整部 土地・水調整課長 大楯 一夫
企画調整部 地域政策課長 鳴原 孝之
農林水産部 農業担い手課長 大竹 浩二
土木部参事 梅津 達男
土木部都市計画課長 関根 康孝
土木部まちづくり推進課主幹 鈴木 勝徳
川内村 復興対策課長 秋元 英男
〃 復興対策課 復興係長 小松 正方
〃 〃 企画政策係長 三瓶 守衛
〃 〃 主査 遠藤 雄夫
〃 〃 県駐在 加賀谷 宏明

○協議内容

1. 開会(川内村 復興対策課 加賀谷)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開、非公開についての報告(公開として報告)
- ・傍聴人への注意事項

2. 議事

川内村復興整備協議会規約第9条第1項により、川内村長代理人の秋元復興対策課長が議長となる。

(議長：川内村復興対策課長 秋元)

それでは、川内村の現状と課題について、川内村から説明願います。

(説明者：川内村復興対策課復興係長 小松)

それでは、川内村の現状と課題について御説明申し上げます。

【別紙「現状と課題」により説明。】

(議長：川内村復興対策課長 秋元)

ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：川内村復興対策課長 秋元)

本日は、協議する事項は2点です。

1点目は、復興整備事業である「川内村平伏森帰村促進太陽光発電事業」や「かえるかわうち・メガソーラー発電所建設事業」の実施に当たり2haを超える農地転用が必要となりますが、事業計画地は農用地区域内の農地であるため、転用許可に先立ち、農用地区域の変更する必要があることから復興特区法第48条第1項5号の規定に基づき農用地利用計画の変更についてお諮りいたします。

また、農用地利用計画の変更については、復興整備計画が県との共同計画であることから復興特区法第48条第2項の規定に基づき、県知事の同意を要しない事項となります。

2点目は、復興整備事業の実施に当たり、2haを超える農地転用が必要となることから復興法第49条第1項に基づき土地利用方針について、農林水産大臣の同意が必要となりますので、農用地利用計画の変更の協議が整った後に、同意について確認させていただきます。

協議の進め方ですが、計画全般及び農用地利用計画の変更について、村から説明させていただきます。

その後に関係者の皆様から御意見をいただきます。

関係者の御意見を伺った後に、土地利用方針について農林水産大臣の同意について、確認させていただきます。

なお、手続きの円滑化・迅速化の観点から、本日の協議会会議での農用地区域の変更に係る異議が無いことの確認の後に、農地転用に係る協議を進めることができることについて、農林水産省に確認しております。

それでは、川内村から復興整備計画（案）について説明願います。

(説明者：川内村復興対策課復興係長 小松)

それでは、川内村復興整備計画（案）について御説明申し上げます。

【様式第2、4、8、9及び構想図等により説明。】

(議長：川内村復興対策課長 秋元)

ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

川内村農業委員会の佐久間様、ご意見ございませんか

(出席者：川内村農業委員長 佐久間)

特に意見はありませんが、村の帰村が進まない現状から、雇用の確保などこの地域において1日も早く事業を実施し、復興を進めていただきたい。

(議長：川内村復興対策課長 秋元)

ありがとうございました。

なお、ふたば農業協同組合からは、特に意見がない旨、書面でご報告をいただいております。

県農業担い手からご意見ありますか。

(出席者：農業担い手課長 大竹)

異存ございません。

(議長：川内村復興対策課長 秋元)

復興特区法第48条第1項第5号に規定する農用地利用計画の変更については、異議ないものとします。

次に土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の伊藤様土地利用方針について、同意することに御異議はございませんか。

(出席者：東北農政局農村復興指導官 伊藤)

異議ありません。

(議長：川内村復興対策課長 秋元)

土地利用方針につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

以上で、議事を終了いたします。

なお、本日協議しました「川内村復興整備計画案」については、異議ないものとし、復興特区法第48条第9項、第50条第1項の規定に基づき、公表することで、農用地利用計画の変更及び農地転用の許可があったものとみなされます。

計画変更については、8月5日(火)に村HP等で公表したいと考えております。

3. 閉会 (川内村 復興対策課 加賀谷)

○協議結果

太陽光発電施設整備事業に伴う土地利用方針について、農林水産大臣の同意を得た。
併せて、東日本大震災復興特別区域法第 48 条第 9 項、第 50 条第 1 項の規定に基づき、
公表することで、農用地利用計画の変更及び農地転用の許可があったものとみなされる。